

第二十二回国会 衆議院 商工委員会 議事録 第三十一号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事 長谷川四郎君 理事 内田 常雄君

理事 前田 正男君 理事 永井勝次郎君

理事 中崎 敏君

大倉 三郎君

笹本 一雄君

野田 武夫君

神田 博君

南 好雄君

多賀谷眞檢君

帆足 計君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

經濟審議

政務次官

總理府事務官

(經濟審議)

調整部長

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(大臣官房長)

労働事務官(職

業安定局長)

委員外の出席者

議員

大藏事務官(銀

行局総務課長)

通商産業事務官

(石炭局長)

政課長)

専門員

谷崎 明君

専門員 越田 清七君
専門員 円地与四松君
専門員 菅田清治郎君

六月二十八日

委員和田博雄君及び水谷長三郎君辭任につき、その補欠として櫻井奎夫君及び松平忠久君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十四日

中小企業振興対策確立に関する請願(永山忠則君紹介)(第二五四六号) 菜種かす及び桶突かすの輸入促進に関する請願(池田清志君紹介)(第二五八二号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会における参考人招致の件 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出第一一三号) 中小企業安定法の一部を改正する法律案(小笠公昭君提出、衆法第二四号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。木材利用の合理化に関する小委員長より、小委員会において、木材利用の合理化に關し、参考人山陽パルプ株式会社社長難波登一君及び日本瓦斯協会会長本田弘敏君より参考意見を聴取したい旨の申し出があります。小委員長の申し

出の通り参考人の出頭を求めるとお話ししたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 次に議事進行に關し、永井委員より発言を求められております。これを許します。永井君。

○永井委員 大臣に一つ御意見を伺いたいのですが、石炭鉱業合理化については、各委員からいろいろの資料の提出を求めてあります。この資料の提出が非常におくれておるといふこと、それから経済的関係の資料の要求に対して、必要な資料が提出されておらないのであります。この法案は、自己資金を含めて一千二百数十億の金をつぎ込み、国民の税金の何百億というものをこれにつぎ込むことによつて、二割の炭価が下るので、そうしてこれだけの企業の合理化ができるのだという数字を出しておるのであります。これを会社で言うならば、この会社の企業目録、企業計画に対して投資をすることがかといふことをきめるためには、こういう皆さんの資料では、われわれは国民の税金を何百億つぎ込んでいか懸いのかという判断をする材料が足りないのではありません。個人の営利会社に対する投資にいたしましたとしても、十分な資料を提出させて投資をすることがかといふことを決定するのでありますから、何百億という金をつぎ込むことはい

いか悪いかを判断する資料としては、非常に不満足である。この点に關して一つ大臣から部下に対して十分督促するとともに、委員に対しては責任のある答弁をわすらわれないかと思つて、十分な資料を提出されなくてはわれわれは判断に困るわけでありまして、この際大臣の資料提出に對するお考えを伺いたい。まあ議員にはこの程度のもを出して、さわりのないいいかげんな資料を与えておけばいい、あとは執行権限でやるのだ、こういう考えであるならば、われわれはそういう考えでこれに對処しなければならぬ。現在調査し得ておる資料を全部議員に提出して、ことに経済関係の資料は十分に出して判断してもらおうというならば、もっと資料の出しようがあると思われるのは考へるのであります。大臣の御意見を伺いたいと思つて、

○石橋國務大臣 永井君の言われるように、われわれは資料を隠すつもりもありませんから、もし不足でありますならば追加して出します。決しておっしゃるような意味ではございません。資料が不足であるといつても、今お話のような意味で出ししつておるとか何とかがいふことではございませんから、この点はどうぞ御了承願いたいと思つて、

○田中委員長 石炭鉱業合理化臨時措置法案を議題となし質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許

します。神田博君。
○神田(博)委員 前回お尋ねいたしました続きでございますが、持ち時間も非常に減つておりますので、簡単に尋ねたいと思つて要領よく御答弁を願いたいと思つて、先般私が石炭鉱業の合理化をするというならば、どうしても原価の中に五〇%も占めておる人件費の問題、すなわち労働組合の協力をなくしてはとうてい石炭鉱業の合理化というものはできないと思つて、今までの経過を考へますと、その面において非常に案じられる。一方において合理化の投資をする業者が出る、突働時間も非常に少いというふうなことは、今度の合理化法案によつて諸般の施策をいたしたとしても十分の効果は上げたいではないか、こういうふうなお尋ねをいたしたのであります。通産大臣は、それはその通りである、そこで今度のこの合理化法案については労働組合は必ずや協力してこの合理化の終局的目的は達成できるのだ、こういうふうな御答弁があつたのであります。そこで伺いたいのは、それならば政府がこの法案を御提出なさるまでの間に、労働組合と十分なる話し合いがいつておつて、これならば協力できる、この石炭鉱業の危機に際して、労使一体となつて、さらに政府も一体となつてやるのだ、そういうふうな話し合いができての御答弁であつたのか、あるいはそうでなく、それは通産大臣の希望的観

測であったのかどうか、これはきわめて重大だと思ふ。通産大臣並びに労働大臣の答弁をお願いしたい。政府も一体となって、口だけでなく、それはこういうような事情で経過しておるからできるのだということも明瞭に一つ聞かせていただきたい、御答弁を願いたいのであります。

○石橋國務大臣 遺憾ながらまだ労働組合と十分話し合ひをしていないということはいたしておりません。しかしこの法案が正しく理解されるならば、労働組合側の誤解も解け十分協力してもらえらるものと、かように信じておる次第であります。

○高瀬政府委員 お答えいたします。実はこの法案が本国会に提出されましたのは、総予算が大体済んだ後でありまして、われわれとしては一般の失業対策につきましては特に本年は留意いたしまして、百六十八億の予算をとりました。しかしながら特にこの炭鉱合理化法案の通過に伴うところの失業対策については、その当時としては具体的に予算をとっておりません。しかしながらその後われわれはそのことの重要性にかんがみまして、種々考慮をめぐらし、具体的に処置をとるべく努力をいたしております。また労働組合の諸君の意見も十分聞き入れまして、今後具体的にこの法案が通った場合にとる処置については私どもただいま考慮中でありませぬ。

○神田(博)委員 そういたしますと、私は先般来お尋ね申し上げて非常に心配しておったのであります、必ずや労働組合が協力する、こういうようなことは政府の希望的観測であつたといふことに相違ないのであります。もち

ろ今後期間もござりまするから、労働組合との十分な協議連絡があることと思ひますが、これだけの法案を出しになる、しかるにこういうようなことはまだ何もしておらないということについて、政府としての見方が甘いといふか、あるいは手落ちといふかどうも——もちろんこれは法案でありませぬから何も相談しなければいけないという問題じゃない、政府が一定の見通しをお立てになつて、こうすることが国家的見地からいふということであらば、それはけっこうであります、少くとも労働問題というものについて相

当大きな影響が出てくる、そういう影響が出てくるのを必ずや協力するであろうというふうなことでお出しになつておられると、あとへいつて私の心配することがこの法案が通過するといふ過程を考へてもなかなか容易じゃないといふように考へるのであります、これらの点については十分政府としてもお考へ願ひたいと思ひます。

それから先を急ぐわけでありませぬが、この炭鉱業合理化臨時措置法案を拜見いたしますと、政府は政府機関の貸し出し利息を二分減らす、そこで五カ年間で四十億の金を生み出し、あるいは石炭の炭産量に応じた賦課金によつて四十億を生み出して、八十億で一つやろう、こういうようなこと

が何も金を出さないで、石炭鉱業に利息は負けてやると言ひながら、一方で負けてやつて片一方で取り立てる、それから石炭鉱業が困つておるといふのに賦課金をかけていく、その金で弱体炭鉱の閉鎖をやる、政府は一つも金を出しておらぬわけです。事業団といふ

ものを作る、すなわち政府がおやりになつておることは、このごろはやりのどうもプロカーの仕事をなすつておられるような関係に見える、標準価格をおきめになつて、価格操作によつて炭価の維持をして、そうしてこれで石炭鉱業が合理化だ、一方においては重油の規制をやる、そこで石炭の価格を見合つて合理化をするのだ、私はこういう考へ方の浅い、全く事務的の考慮に基いておやりになつておるような気がする、大臣が御就任以来石炭鉱業のあり方というものをほんとうに御検討になつて、ここで本気になつて一つ石炭鉱業というものの合理化をはかる、日本の産業のすべての立ち上りの基礎でありませぬから、ここから始めるのだといふような熱意といふか、断固たるお考へが私はないように思ふ。石炭業者の負担において、しかも政府機関の事業団というものがそこから経費をとつて、そして価格操作をやつていく、重油のポイラー規制をやつていくといふような、何かこれはプロカーのよ

うな仕事です。おそらく政府はいやそ

うじゃない、失業者が出るのだから失業者が出た場合においては、それを救済するのだといふ予算を用意しておるといふようなことをおっしゃるかも知れません。しかしそれは何も石炭鉱業に限らない、いやしくもいかなる事情にあるといたしましても、失業者が出た場合にはどの政府でもこれを失業対策として、国民の一人々々を十分就職させるだけの責任があるわけでありませぬから、石炭鉱業の場合においても特にそういう予算をとるからといふよ

うなこと、申しわけのな説明では私は納得できない。何か私がお尋ねして

いる以外に、通産大臣が大きな観点から石炭鉱業のあり方というものについて、実は政府として、一体こういうような意図のもとでやつておるといふのであれば話がわかりませぬが、事業団といふプロカー機関みたいなものを作つて、石炭鉱業の困つて、もうがたがたになつておるものから、利息を付けてやるという甘言をもつてつ

て、負けてやつたのを全部とつてしま

う、さらに今トソ当り五百円の赤字を

しょうというのに、十五円あるいは十八円とか言つておられますが、一トソ当りそれだけ負担をとつていく、これでは私は政府としておやりになつておることかどうもけちくさいといふか、プロカーがこのごろやつておるような考へ方じゃないかと思ふのです。他人のふところにおいてこれをやつていこう、こういうような感じがするのであります。これは法案を一覧してお話でありませぬから、そのほか政府としてどうじゃないのだ、こういうような意図でやつておるのだといふようなこと

でございませぬらお聞かせ願ひたい。

○石橋國務大臣 最初の御質問の続きの労働組合の問題は、全然話し合ひをしてないのはありません。今までも何回か話し合ひをしておりますけれども、まだその話し合ひが十分に熟しておらぬといふことではあります。今後

やるつもりであります。

なとおとのプロカー云々という御質問ですが、プロカーといふのはどういふものか知らぬが、とにかくさつき永井君も言われたように、相当国家資金をこれからつぎ込む事業なのであります。こういうわけでありませぬから、業者自身もやはり相当の犠牲を払うべきだ、ことにいふゆる弱小炭鉱と申しませぬ、予定では約三百万トソくらい炭鉱は若干の補償金はもらえらるというながら、その業務をやめていかなければならぬ、こういうわけでありませぬから、それに対して残るところの炭鉱が全然何らの犠牲を払わないといふことは、やはり不公平だと思ふ。でありませぬから残る炭鉱の出炭量において、ある若干の納付金を納める、それから金利を貸付ますが、全部の炭鉱に均一に、今まで財政資金が出ておるなら大へんいいのであります。そうである、相当違ひます。そうするとその金利を貸付た部分、それから今まで財政資金を借りておるものは、金利負担の軽減によつて特別の利益を得るといふようなことになりませぬから、そこで整理がつくものは金利負担分については、軽減分については大体全額を出して、もうが公平であらう。こういうこととで金利の通減については大体全額を出して、その残りの必要な資金については出炭高によつて平均に出して、もうが、かような考へでやつておるのであります。単にプロカーとかあるいはすべて何もかも困難な炭鉱業者の負担によつてやろうといふ意味ではありません。適当な犠牲も払つてもらうといふわけでありませぬ。

○神田(博)委員 どうも御答弁を聞いておると、やはり私がお尋ねをしておるようなことではないかと思ふ。政府は将来において財政資金の投融資を考へておる。それはおそらく縦坑の資金をさしてのお話だらうと思ふ。縦坑六十八カ所の開発についての投融資の資金が相当額に上ることは、お説の通りであります。しかしながらこの縦坑を

やるという経営者はわずかなんです。それは全部ではないのです。六十八カ所について、私も今ちょっと忘れましたが、企業家としてはたしか十前後しかないと思う。だからこの石炭鉱業合理化全体の問題から考えれば、これは一部なんだ、そんな気がするのであります。非常に困って頼んでくるから、そこでこの辺で一つ何とかしなければならぬ。手を打たなければならぬ。これはもうおぼれる者はわらをもつかむという状態で、非常に困っておる。毎日つぶれておる。失業しておるというような業界の状態なんです。そこでこれはおそろくこういう小乗的なお考え方では、ほんとうに石炭鉱業の合理化という問題が解決されるような方向でないと思える。ほんとうの根本的な解決というものは、この法案がもし通るとすれば、通ったあとでまた大きな解決をしなければならぬような段階にくだるのではないか。私はほんとうに石炭鉱業のあり方というものを考えて、この合理化が日本経済全体の上に及ぼすのでありますから、もつともつと突っ込んだ案が必要なのではないかと思つておる。しかし政府が今お出しになって、これが一番いいのだ、ベターなんだということをお話になつておるのでありますから、これ以上申し上げることは、意見になりませんが、議論になりますからやめますが、私としては十分納得できないので、次の機会にまたこれはお尋ねいたしたいと思つておる。

○石橋國務大臣 大体現在炭鉱が使つております資金は平均して八分五厘ぐらゐになると思つておるが、これはいろいろでございませぬ。しかし今のあれは、それを六分五厘まで下げよう、こういふことでありますから、八分五厘のものであれば二分下る。それより高ければもう少し下る。それより安いものは二分まで下らない、こういうことであります。

○神田(博)委員 もつとこまかくお尋ねするわけでありまして、今は平均して八分五厘とおつしやつておられますが、私のお尋ねしておるのは、今金利の引き下げということが、これは金融機関も考えておれば、実行もしようとしておるわけですか。全産業において一分下げようということが、政府の御方針としてこれをおやりになつておると思ふ。全産業として一分下げるなら、その一分は全産業として均等に浴して、そのほか二分お下げになるのか、こう聞いておるわけなんです。

○石橋國務大臣 全体に金利を下げたという意思は持つておりますが、まだ下つてもおりませぬし、下げるといふ具体案ができておるわけでもないのではありませんから、そのことは別といたしまして、とにかく炭鉱については六分五厘まで下げる、かような考えでありますから、今後の問題は別であり、おやりになると思つておるが、念のためには、一体貸出利息を二分減らすということは、貸出利息のどこをベースとしてそこから二分減らすのか、これはごまかいことになりませんが、大事なことでありますから、ちょっとお聞きしたいと思つておる。

○石橋國務大臣 二分下げる、こういうふうには言つておらないのです。とにかく炭鉱の金利は六分五厘にする、こういう考えを持つておるから、かりに一般の金利が一分下りましても、今のままであれば、一般の金利との差は一分五厘しかない、こういうことになるのかと思つておる。しかし全体の金利が下つた場合には、これはあらためて考える必要がある、かように考えます。

○神田(博)委員 今後の問題は別だということ、すなわち一般金利が下つてきて、そこで一つのベースができれば、そのベースを基準として、そのほか二分下げる、こういうふうな考えでよろしいのでしょうか。

○石橋國務大臣 極端なことを申せば、一般の金利が六分五厘以下に下つた場合にはどういふことになるか、こういうふうなことに考えようが、それはそのときに考えるべきことであらうと思つておる。炭鉱の事情もそれまでには相当の変化をしておるわけであらうか、それをきめる必要はないかと思つておる。

○神田(博)委員 標準価格を決定するに当たつておるようでありまして、これはどこでおきめになるのか、どういふ方になるのか、これは非常な関心を持つておるわけでありまして、どういふふうにお考えになるのか、一つお聞きしたいと思つておる。

○石橋國務大臣 その責任は通商産業大臣にありますが、しかしながらそのきめるまでの経過としては、生産者、消費者、あるいは労働者というふうな、できるだけ各方面の事情に通じた委員を設けて、審議会を作つて、それに諮問をしてやることになつておる。

○神田(博)委員 そういたしますと、まだそこについては何ら——何らというところ、言葉が過ぎるようでありまして、いろいろなお検討中である、こういうふうにお考えよろしゅうございませぬ。

○石橋國務大臣 これはこまかなことは政府委員からお答えさせますが、たとえばガス事業を奨励するとか、あるいは低品質炭の利用で発電させるとか、あるいは石炭化学の奨励をするとか、かような方法によつて需要喚起をするつもりであります。

○神田(博)委員 これはまた先に詳しくお尋ねいたしますが、もう一つお尋ねいたしたいのは、重油規制と申しましようか、ポイラーの法案が出ておりますが、この法案を拝見いたしますと、今度の石炭鉱業の合理化法案と表裏をなしておるようには私は見えておるが、これは両方通つて、初めてこの所期の目的を達成するという政府のお考えの意図があるのじゃないかと考えておるのであります。この点一つ詳細に……

○石橋國務大臣 お話の通り、石炭合理化法案も燃料総合対策の一環でありますし、重油のポイラーの規制も同じく総合燃料対策の上から考えておる。この石炭の合理化をやりますには、やはり重油のポイラーの規制をやつて、相互の燃料の、あるいはエネルギーの消費について、適当なあんばいをするということがぜひ必要でありますから、表裏一体をなしておると解釈してつけこうと存じます。

○神田(博)委員 もう一つお伺いいたします。脆弱性といふことが、弱体炭鉱の閉鎖、買い上げということが、やはり本案の重要なねらいの一つのようでありまして、この弱体炭鉱、不良炭鉱の買い上げというものは一体現に稼働しておるものを対象としてお考えになつておられるのか、あるいはすでに閉鎖した、もう事業を休んでおるというふうなものまで及ぶのであるか、この弱体炭鉱の買い上げの基準と申しましようか、これは十分政府の方でお考えになつておられると思つておる。

○石橋國務大臣 これはこまかなことは政府委員からお答えさせますが、たとえばガス事業を奨励するとか、あるいは低品質炭の利用で発電させるとか、あるいは石炭化学の奨励をするとか、かような方法によつて需要喚起をするつもりであります。

○神田(博)委員 これはまた先に詳しくお尋ねいたしますが、もう一つお尋ねいたしたいのは、重油規制と申しましようか、ポイラーの法案が出ておりますが、この法案を拝見いたしますと、今度の石炭鉱業の合理化法案と表裏をなしておるようには私は見えておるが、これは両方通つて、初めてこの所期の目的を達成するという政府のお考えの意図があるのじゃないかと考えておるのであります。この点一つ詳細に……

○石橋國務大臣 お話の通り、石炭合理化法案も燃料総合対策の一環でありますし、重油のポイラーの規制も同じく総合燃料対策の上から考えておる。この石炭の合理化をやりますには、やはり重油のポイラーの規制をやつて、相互の燃料の、あるいはエネルギーの消費について、適当なあんばいをするということがぜひ必要でありますから、表裏一体をなしておると解釈してつけこうと存じます。

○神田(博)委員 もう一つお伺いいたします。脆弱性といふことが、弱体炭鉱の閉鎖、買い上げということが、やはり本案の重要なねらいの一つのようでありまして、この弱体炭鉱、不良炭鉱の買い上げというものは一体現に稼働しておるものを対象としてお考えになつておられるのか、あるいはすでに閉鎖した、もう事業を休んでおるというふうなものまで及ぶのであるか、この弱体炭鉱の買い上げの基準と申しましようか、これは十分政府の方でお考えになつておられると思つておる。

○石橋國務大臣 これはこまかなことは政府委員からお答えさせますが、たとえばガス事業を奨励するとか、あるいは低品質炭の利用で発電させるとか、あるいは石炭化学の奨励をするとか、かような方法によつて需要喚起をするつもりであります。

○神田(博)委員 これはまた先に詳しくお尋ねいたしますが、もう一つお尋ねいたしたいのは、重油規制と申しましようか、ポイラーの法案が出ておりますが、この法案を拝見いたしますと、今度の石炭鉱業の合理化法案と表裏をなしておるようには私は見えておるが、これは両方通つて、初めてこの所期の目的を達成するという政府のお考えの意図があるのじゃないかと考えておるのであります。この点一つ詳細に……

これは時期の問題が一つと、それからもう一つは大体もう山が予定されておるならば、その山というものは、これは資料でけっこうであり得るから、お出し願いたいと思います。どういふような基準であるか、これは委員会にもかけるようであり得るが、しかし時期という問題は、この法案と関連した問題であり得るから、政府の方で大体のお腹はきまっていますのだからと思つたので、一つお聞かせ願いたいと思つた。

○石橋國務大臣 その点も正確には政府委員からお答えさせていただくことにしますが、大体は事業団の判定に基づいてやります。それでわれわれの今の考えとしては、全然閉鎖してしまつた古い炭鉱を買い上げるといふようなことは考へておらない。とにかく稼行しているものあるいは非常に困難であるが、とにかく再稼行をする態勢にあるというふうな炭鉱については、それぞれ事業主の申し出によりまして事業団が判定をして買い上げる、かように考へております。

これ以上は一つ政府委員にお答えをさせます。

○齋藤(正)政府委員 大臣からお答えした通りでございますが、もう少し具体的に申し上げると、法律の三十一条に買取の対象となるべき採掘権の基準というものが明示してございまして、その第二号に「その売渡の申込の日前六月以内に」事業を休止したことがないということを明記してございまして、この事業の休止という字句の解釈の問題になるわけでございますが、採掘作業は何らかの理由で中止してありましても坑内の保坑と申しますか、いつで

も採掘できる態勢に維持されております場合には、やはり二号の適用がある、こういうふうな考へておられます。その趣旨は、三百万トンというものは生産能力として、三百万トンを買つた山はいつでも生産し得る態勢にあるということであり得るから、第二号の適用がある、こういうふうな考へておる次第であります。

○神田(博)委員 まだいろいろお尋ねいたしたのでありますが、もう時間がないうちでありますから、次の機会に譲ることにいたします。

○田中委員長 多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 まず大臣にお尋ねいたしたいのは、エネルギー総合対策が樹立されておりますが、エネルギー消費の実績は、アメリカにおきましては、少し年度が古いのですが私の手元に新しい統計がありませんので、一九四九年には十トンになっておる。英国におきましては四・二トンになっておる。フランスにおきましては一・八トンを数えておるのですが、日本におきましては一体どの程度が現在においては妥当である、またエネルギー総合対策の一応樹立します一九六〇年、昭和三十五年におきましては一人当り消費が幾らであるか、というふうに考へられたいと思つた。

○石橋國務大臣 その点は、数字に關しますから、政府委員に答えさせていただきます。

○齋藤(正)政府委員 昭和二十八年度のエネルギー総需要でございますが、一億八百万トンくらいでございます。昭和三十五年の数字はたしか一割強増加

する予定になっております。○多賀谷委員 そういふふうな不正確であるからお尋ねをしておいたわけですが、実はわれわれに配られた官報の付録として、エネルギー総合対策の資料が出ておりますが、これによりまして、三十五年には石炭に換算いたしまして一億二千七百万トン、こういうふうに出ております。そうしますと、そのときの人口で割りましたも一・三五トんにしかならない。しかるに経審長官は、参議院の本会議におきましては三十五年度においては一・六〇になるのだ、こういうお話をされておるのであります。一・六〇ということになりまして、かなり高い数字になってきて、われわれは、これはエネルギー総合対策が相当確立するのじゃなからうか、こういう希望に燃えておいたわけですが、その後出された資料によりまして、一・四に満たない、こういう状態であり得るが、これほど大きな差はどういうところから生じたか、これをお尋ねいたしたいと思つた。

○松尾政府委員 お答えいたします。御承知のように経済総合六カ年計画の計数は、前にしばしば御説明のときにも触れましたように、計数といたしまして最終的な計数にはまだ到達してないわけであり得る。大体の構想、規模その他は、基調は変らないにいたしまして、たとえばたいま御指摘のございましたエネルギー・バランス等の点につきましても、今後さらに詳細な検討を要する点があるわけであり得る。しかし、先ほど経審長官がお答え申し上げましたような計数は一応六ヶ年計画の組み立てをいたします際に、その

たのでありますが、その後実は御承知のように年次別の計画を出すというふうな、また計画プランを割つたわけであり得る。そのときになりますと、前に六カ年計画の計数を組み立てます際には、二十九年度の計数実績がまだ十分にはそろつておりませんでしたので、主として二十八年度までの実績をベースに六カ年計画の構想を組み立てたのであります。今度三十二年度までの年次別の計画を組み立てます際には、大体二十九年度の実績が出て参つたのであります。そういう関係もございまして二十九年度の実績の上に組み立てて参りますと、その間に若干の計数の食い違いが出て参ります。この点は前の六カ年計画を組み立てます際の三十二年度目標と、今度の年次別計画の三十二年度目標は、若干計数の上で改訂をいたしましたような次第であります。その点がただいま御指摘のございましたようなエネルギー・バランスにおいて、当初のエネルギー・バランスよりもや低目な数字に三十二年度目標の線でも變つてきたという点を御了承願いたいと思つた。

○多賀谷委員 数字が少し違ふのはやむを得ないものと思つたが、これは石炭に換算しますと五年間に二千五百万トンも違ふというふうな計数を出されておられる。これはなかなか簡単に計数のあやまちでしたというわけにはいかないと申す。二十八年度と二十九年度の実績がわからなかったことをおっしゃいましたけれども、二十八年度と二十九年度は、この各種エネルギー供給見直しによつて、おのおの実績ですが、そう大差はない。あるいは二十八年度はすつと大きくて、二十九年度が案外すつと下

つておつたということならば、なるほど計数としては二十九年度実績がわからなかったからと申すことで修正になつてもいいと思つたが、むしろ二十九年度は上回つておられる、こういう状態。しかも数字的に言いますと、その大差はないので、石炭に換算しますと五年間に二千五百万トンも見通しが違ふ。こういうことで一体経済審議庁は役目が動まると思つたか。これは大へんな間違いです。昨年この委員会の席上で、時の通産大臣愛知さんは本年は四千八百万トン大体石炭は需要があると考へる、こうおっしゃつた。ところが四月になり、だんだん下つて、そのうちには四千六百万トンになり四千三百万トンになった。そこで業界は御存じのような非常な混乱を生じたわけですが、これだけでもすでに二千五百万トンも数字が違ふということにはどうも承服できない。いやしくも経済立法を出す場合には、私は経済資料が確實でなければならぬ立派な困難であろうと思つたのですが、一体どうしてこういう間違いをされたか、これをお尋ねいたしたいと思つた。

○松尾政府委員 ただいま御指摘のございました点は、通産省で計算をいたしました総合エネルギーの計数と経済審議庁で従来やつておりました総合エネルギーの数字との間には若干の数字に食い違いがあることは御指摘の通りであります。その数字の基調にはもちろん食い違いはあるわけではございませんが、たとえば石油の關係におきましては、これを石炭に換算する場合の計数等に若干食い違いがあつた点等に食い違いのおもな原因があるわけであり得るが、

たのでありますが、その後実は御承知のように年次別の計画を出すというふうな、また計画プランを割つたわけであり得る。そのときになりますと、前に六カ年計画の計数を組み立てます際には、二十九年度の計数実績がまだ十分にはそろつておりませんでしたので、主として二十八年度までの実績をベースに六カ年計画の構想を組み立てたのであります。今度三十二年度までの年次別の計画を組み立てます際には、大体二十九年度の実績が出て参つたのであります。そういう関係もございまして二十九年度の実績の上に組み立てて参りますと、その間に若干の計数の食い違いが出て参ります。この点は前の六カ年計画を組み立てます際の三十二年度目標と、今度の年次別計画の三十二年度目標は、若干計数の上で改訂をいたしましたような次第であります。その点がただいま御指摘のございましたようなエネルギー・バランスにおいて、当初のエネルギー・バランスよりもや低目な数字に三十二年度目標の線でも變つてきたという点を御了承願いたいと思つた。

○松尾政府委員 ただいま御指摘のございました点は、通産省で計算をいたしました総合エネルギーの計数と経済審議庁で従来やつておりました総合エネルギーの数字との間には若干の数字に食い違いがあることは御指摘の通りであります。その数字の基調にはもちろん食い違いはあるわけではございませんが、たとえば石油の關係におきましては、これを石炭に換算する場合の計数等に若干食い違いがあつた点等に食い違いのおもな原因があるわけであり得るが、

これは先ほど申しましたように、六カ
年計画の最終的な決定までの間には、
その過程で調整するというふうな現在
も事務的には計数を詰めることをやっ
ている次第であります。なお同じく経
審の数字の間で、三十二年度目標の数字
について、先ほど改訂をしたという
点を申し上げたのでありますが、三十
五年度の目標数字は実はまだいじって
ないのであります。これは六カ年計画
を作り直した当時の数字がそのまま三
十五年度目標になつていたのでありま
すが、これも六カ年計画の最終的な計
数を今度検討いたして参ります際には
若干そこに計数の改訂を要するよう
ことになるのではないかと思つており
ます。

○多賀谷委員 きわめて驚くべきこと
を聞いたわけですが、三十五年度につ
いては何ら改訂していないということ
になりますと、経審の方ではあくまで
も一人当りカロリー消費は一・六〇で
ある、こういう主張になるわけでは
ないかと、いやしくも官報付
録として国会議員に資料として出さ
れ、これは国会だけでなく官報で
ありますから当然各国民にも全部行つて
いると思ひますが、そのわれわれも一応
権威あると考えられる資料で、しかも
それは大体一・三五程度になる。そう
いたしますと、いろいろデータが違つ
て改訂をいたしましたという先ほどの
答弁では話はずまないものでありま
す。三十五年度の話がわれわれはして
いるのですから、そう了解せざるを得
ないのです、これは一体大臣どう
ですか。通産省と経審で対外的に発表さ
れて、一つは国会の本会議において大

臣が堂々と答弁している、一つは官報
付録によって資料として出されてい
る、この二つの資料が二千五百万ト
ンから違う。こういうことは一体どう
いうような事情からなつてゐるのか、国
務大臣としての通産大臣に御答弁願
いたいと思ひます。

○石橋國務大臣 その食い違いがもし
そうあるとすれば、事情をよく存じま
せんが、なお一つ十分調査いたしまし
てお答えいたします。

○多賀谷委員 これだけ大きな相違が
ある経済資料について、われわれはこ
れ以上合理化法案を審議するわけには
いかないのです。一つこの点をはつき
りしてもらいたい。もう一度大臣から
この点はどういうふうになつてゐるの
か、三十五年度の政府の見通しはど
うなつてゐるのか。三十二年を修正す
るといたしてもやはり三十五年
の見通しがなければ修正できないはず
である。しかるに三十五年度において
石炭換算二千五百万トンも資料が違
う。しかも正式に堂々と両方とも発表
されてゐる。こういうことではわれわ
れこれ以上審議できないのですが、一
体どういふような状態にあるのか、は
つきりしてもらいたい。二千五百万ト
ンも需要があるということになりま
すと、買い上げの対象になんかする必要
はないのです。二千五百万トンも石炭
があるというのですから、私はもうこ
の法案自体が要らない、かように考え
るのですが、一体どうですか。

○石橋國務大臣 ただいま経審の方
からお答えいたしましたように、最初の六カ
年計画の数字は今検討中でありま
す。私は通産省から出しましたエネ
ルギーの供給見通しというものが基礎に

なるべきもの、こう考えております。
○多賀谷委員 経審の次官が見えてお
りますから、次官から國務大臣にか
つて御答弁願ひたい。

○田中(龍)政府委員 お答えいたしま
す。ただいま仰せられました経審の方
の数字は六カ年計画の方の数字でござ
いまして、これは大臣からも常に申し
上げておりますように、わが国経済の
向うべき一つの構想としていろいろ検
討いたし、また作業して参つたもので
あります。ただいまのお話の総合エネ
ルギー換算におきまして石炭換算す
ると二千数百万トンの開きがある、か
ようなお話でございしますが、石炭だけ
にとつて考えますれば通産省の数字も
あるいはまた経審の方の数字も大差は
ないと存じます。またあとの外貨資金
その他の関係から石油その他の燃料に
なりますと、一つには外貨状況等の見
通しの差もございします。同時にまた
換算率におきましてただいま申し上げ
たように通産省並びに経審の方の若干
の開きが出て参ります。その他総合燃
料対策でございしますから、その他の各
種の燃料も含まれますので、これを石
炭一本に御換算になりますと大きな石
炭だけの開きのようになりますが、全
体といたしましては関係におきましては
やはり一つの見通しとしての経審の方
の数字に対し、実施を担当されてお
ります通産省の方におかれましては、同
時にまたいろいろこれについての御研
究もしておられるわけでありま
す。この点につきまして、一方は構想として
検討いたした数字でございしますし、さ
ような関係からさらによく調査いたし
まして検討いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 そんな簡単な数字でな
いのですよ。なぜかと申しますと、日
本の今までの最高のエネルギーを使つ
たときが一・五八なんです。その従来
の戦争中の最高よりもさらにオーバ
している数字を出すには、やはり相当
慎重な考慮が払われてしかるべきであ
る。なるほど重油の問題で、重油の換
算率が違ふ点はわかります。あるいは
二にしたり一・八にしたり、しかしそ
れにしてもそんなに大きな数字になら
ない。なるほど石炭だけを考へてみま
すと、三十五年度において五千万トン
ということ、その点はわかるのです
が、しかしながらそれほどエネルギー
が要するならば、今こんなに買い上げ
しなくても、石炭の方に転換をするな
ら、あるいは都市ガスその他によつて
転換すれば、こういう法案がなくても
十分総合エネルギー対策は立つ、私
はかように考へる。ですから、戦争中
最高のエネルギーの消費量よりもさら
にオーバした消費量をもつて発表して
おる、これはどうしても納得できな
い。簡単に数字の誤差であるとか、こ
う言われますが、単に数字の誤差では
ないのです。この点國務大臣として、
もう二度とお聞きいたしませんから、
一つ通産大臣は責任ある御答弁を願
ひたい。

○石橋國務大臣 希望としては、もう
戦時中どころじゃない、一・六でも
一・七でもエネルギーの消費があるよ
うな経済状態にしたいということでは考
えておりますが、現在の実際問題とし
て石炭を処理する場合には、ほかの換
算でどういふことになりましたか、こま
かいことはわかりませんが、とにかく
石炭については大体五千万トンとい
うものが三十五年度の目標であるとい

ことには、経審の数字もわれわれの方
の数字も同じでありまして、その立場
から一つ御審議を願ひたい。

○多賀谷委員 実は質問をする気力を
失つたわけなんです、経済資料にこ
んな大きな差がありますと、今後私
はかなりこまかく質問を展開したいと思
つて、いろいろデータを調べておるの
ですが、もう根本的な問題に差がある
から、ましてやそのほか需要の見通し
なんというのに差があるのは当然であ
る。今の政府としては当然であろうと
考へられるほど大きな差を生じてお
るわけですが、一つこれはこの審議が
行われる次の委員会、すなわち木曜日
ですが、木曜日の委員会の劈頭に御答
弁願ひたい、かように私は考へます。

では続いての質問に入りますが、こ
れもあるいは違ふかも知れませんが、
国連事務局に長期エネルギー供給の見
通しとして近く回答することになつて
おります文書を新聞で発表されてお
る。それによりますと、石炭の出炭ベ
ースは年間五千万トンが経済に適合し
ておる。そういうことを書かれ
ておる。そういうことと書かれ
は五千万トンが経済出炭であるので、
将来にわたつてかなり長期的にもうそ
れ以上増えない、こういうつもりであ
るかどうかがお尋ねしたい、かよう
に考へます。

○齋藤(正)政府委員 お答えいたしま
す。どのくらい石炭の生産量が経済
的に最も適当かということ、他の競
合エネルギーの価格とも関連して考
えなければならぬ問題でござい
ます。資源調査会等のその方面の専門
家が計算したところによりますと、日
本の石炭の埋蔵量から考へて、五千万ト

ンよりもあまり多量の増加をすること
は、コストの関係からも、また日本の
資源の賦存状況からも適当じゃないと
いう考え方であります。そういう考
え方から、実は五千万トン以上一ト
ンも掘るべきではないのだというよう
な強い意味ではございませぬが、大体五
千万トン程度をもって今後移行するも
のと考へる。御承知のように国連の要
求は非常に長い先のことでございます
ので、それまでには一御存じのよう
に現在埋炭調査というものをやってお
りまして、石炭の埋蔵量もあらためて
調べ直しております。それによつてま
たこの五千万トンという数字が変るこ
ともあり得るわけでございませぬが、現
在までの調査に基いて、その方面の専
門家がまずこの程度が適当だろうとい
うことでありますので、五千万トンと
いう数字を出したということござい
ます。

○多賀谷委員 では五千万トンに固執
するものでなく、将来のエネルギー総
合対策としては、五千万トン、五千
二百万トンになることがあり得ると
承してよろしいのでしょうか。

○齋藤(正)政府委員 長期の見通しと
しまして、今五千万トンというものを
申し上げたわけでありませぬが、それも
今申し上げたような理由でありませ
ぬ、五千万トンきつちりで、それ以上
全然ふやす余地がないんだというよう
な、固定的な考え方でございませぬ
。大体の目安を五千万トン程度と置
いたわけでございませぬ。ただここ
に計画にあげておきます昭和三十五年
度までの関係から申しますと、需要の関
係から五千万トン以上は困難だ、他の
競合エネルギー等の消費の分野が何ら

かの特種事情で非常に大きく変動しな
い限り、需要の面から五千万トン以上
の出炭は困難ではないかというふう
に考へておるわけでございませぬ。

○多賀谷委員 次に石炭需要の見通し
であります。まず私は電力の消費量
についてお尋ねをいたしたいと思
うのであります。それは総合エネルギー
策におきまして、昭和二十九年に比
べまして、三十五年は四〇%増加と
見込んでおる。そこで発電端電力を
八百五億キロワット・アワーと算定
しておる。火力は二百七億キロワ
ット・アワーと見込んでおる。これに要する
火力用炭が九百十万吨である、こ
ういうことを発表されておる。とこ
ろがどう計算をいたしたもので、こ
れはもう少し少な過ぎるわけですが、一
体どういうような事情になっておるか、
局長から御答弁願いたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 これはこの総合
エネルギー対策をわれわれのところ
で計算いたしましたときに実は非常
に問題になった点でございませぬが、こ
れは公益事業の発電の計画の方は、す
べて平水ベースで計算することにな
るのであります。過去の実績を見
ますと、ここ数年間はすつと豊水統
でありまして、従つてわれわれの計
算からすれば、特にさつき多賀谷委員
から御指摘がありましたように、電力関
係の計画は、平水ベースの計画に
従つて需要予想をいたしまして、それが減
少して、非常に大きな影響を与えた前
例もございませぬので、実はわれわれ
の方では四、五%程度の豊水という前提
で計算をいたしました。従つて火力発
電量が非常に少いということになるの
でございませぬ。それからもう一点は、新

鋭火力がどんどんできるに従いま
して、石炭の原単位が非常に低下して
おるわけでございませぬ。その原単位の低
下を相当強く織り込みましたので、予
想よりも非常に少い数字になった、こ
ういう関係でございませぬ。

○多賀谷委員 平水と豊水の点が若干
わかりましたけれども、それにしても
どうも納得できないのは、この豊水を
たしか四%の豊水率に見ておられると
私は計算をしたわけですが、なぜ四%に
見られたか。一体平水というのは過去
十一年の雨量の平均であると考え
ますが、そういう平水率をもつてする
ということがございませぬ。豊水四%
という数字がございませぬ。なせ政府
の方では豊水四%として
計算をされるのか。そういうことにな
れば、何も平水ということに基づ
て公益事業局あたりが需給の計画を
する必要はないと考へるのですが、一
体どういうようになっておるかお尋
ねしたい。

時間がありませぬからさらに続いて
お尋ねしておきます。三十年度の計画
を見ますと、さらに大きな差がある
わけですが、これは通産省が決定して
おるので、通産省の需給計画によ
りますと、総供給量が水力において五
百三十七億キロワット・アワー、さ
らに火力において百三十五億キロワ
ット・アワー、そして燃料の消費が九
百五十二万五千トン、そのうち石炭が
八百九十三万トンであると決定を見て
おる。その決定を見ておるにかかわ
らず、この石炭局から出された資料
によると、七百二十五万五千トンとな
つておる。三十年度だけでも同じ省で
これだけの差がある。どうもこうい
う点は納得しかねるわけですが、一
体どう

いう事情であるかお尋ねいたしたい。
○齋藤(正)政府委員 お答えいたしま
す。先ほど御説明いたしましたよう
に、公益事業の関係は、主として電力
会社の經理の面から平水ベースで計
算をいたしておるわけでございませ
ぬ。それに対して、ここ数年の実績は
御指摘の通り非常に豊水でございま
す。昨年一昨年六百万トン台の需
要はございませぬ。それから見ま
して御指摘の九百万トンに近い石炭の
消費というものは、いかにも現実離
れしておる。平水ベースとい
うものはお話の通り過去十一年の
うち最高、最低の分を除いた平均で
ございませぬが、この豊水状況がこ
こ数年間の特殊な現象でございませ
ぬ。永続するものかどうかわからない
という点から、公益事業局の方は、
従来過去の十一年の平均をとるとい
うことは各
国共通した一つの計算方法だそう
でありまして、それを固執しておる
わけですが、石炭の需給の面から
それを見ますと、むしろ過小消費で
非常に問題が起りますので、われ
われとしては安全を確保する意味
で、ここ二三年間の実績からこの
程度というふうな査定をして
計上したわけでございませぬ。もち
ろんこれ以上過水になりまして需
要があれれば、決してそれは重油で
代用しては行かぬので、石炭の需
要として出てくることになるわけ
であります。生産態勢の面から見
れば、この程度の需要見通しを基
礎にして生産態勢をきめること
の方が妥当であるという見地から
こういう数字を計上してございま
す。

○多賀谷委員 大臣お聞き及びの通り
ですが、同じ省で公益事業局の方
では過水準備金というものを電
気業者に積み立てたために平水
をとるといふのが各
国共通であるといふならば石炭
局のいき方がおかしいのであり
ませぬが、一方金を積み立てる
ときは平水をとつておる。そう
してそれを一般に発表しておる。
これはたしか告示か何かするの
ではなからうかと思ひますが、
電気事業連合会ですか、その方
から持ってきたものを省で修正
して発表しておるわけですか。
一方の方では平水をやると、一
方の方ではこれが豊水になるだ
らう、いな豊水がどうも平常の
状態のようだ、こういうわけで
勝手に豊水の供給の見通しを
立てておる。それだけでも二
百万トンくらい違ふ。金を準備
する場合にはどうも事業者が都
合のいいといひますか、そうい
うようにしておつて、また石炭
の方の消費の場合においては引
つめてしまつておる。同じ省で
しかも通産省決定として両方
とも出されておる。どうも納得
できないのです。これだけ同じ
局で違ふのですが、大臣として
は一体どういふように一律に考
へられておるか、これを御尋ね
したい。

○委員長退席、内田委員長代理着席

○石橋國務大臣 これは過去のいきさ
つ、いろいろの立場からさうい
ふふうな計算がいろいろある
ので、なお一つよく調べて調整
は十分とるようになつておると思
ひます。○多賀谷委員 調べて
おるわけですが、これはかなり大
きな問題です。一割豊水となら
ないといふ

○多賀谷委員 調べておるわけですが、これはかなり大
きな問題です。一割豊水となら
ないといふ

○多賀谷委員 調べておるわけですが、これはかなり大
きな問題です。一割豊水となら
ないといふ

○多賀谷委員 調べておるわけですが、これはかなり大
きな問題です。一割豊水となら
ないといふ

○多賀谷委員 調べておるわけですが、これはかなり大
きな問題です。一割豊水となら
ないといふ

○多賀谷委員 調べておるわけですが、これはかなり大
きな問題です。一割豊水となら
ないといふ

は、御存じのように、水力は火力の大体三倍使つておる。七五％が水力、二五％が大体火力であると言われている。そこで一割豊水ということになりますと、火力の一割でないのではありませんから、水力の一割でありますから、現在八百萬トンなら八百萬トン、七百萬トンなら七百萬トン使つておるとすれば、七百萬トンの三倍であるから、それと二百萬トンという差が出てくる。一割ふえるかふえないかによつて二百萬トンの差が出てくる。これを政府の方におきましては一方の方は平水でやり、一方は豊水で見ている。こういうことで一体政治ができるでしょうか、これは大臣腹を締めてはつきり調整してもらいたい。この点を一つ御答弁を願います。

○石橋國務大臣 需給関係から申しますと、かたく計算をするというのがよろしいと思ひます。ただ例の海水準備金については問題がありますから、なお別に検討を要はいたしておるのであります。今まで通り今の準備金を積み立たせることが適當であるかどうかという事は事務局と検討いたします。

○永井委員 先ほど多賀谷君の質問に対して、総合エネルギーの数字において、また電力関係の石炭の消費の面において、すいぶん数字が違ふ。これはそのときどきの都合のいいような数字を基礎にしてわれわれがここで論議いたすという事はこれはできないのであります。もし今出したのが石炭産業の方の間違いのない最近の数字であるというならば、今まで出して来た数字というものは、電気の場合に出したもので、それから官報に発表したもの、こういうものは虚偽の数字ということに

なるわけでありませう。虚偽の数字であるというならば、今まで虚偽の数字で議會をごまかしたという政治責任というものも重大であると思ひます。もし過去の数字が正しいとするならば、現在の石炭産業について提出してあるこの法案というものはこれは間違いである。この数字をもつて委員會をごまかそうとしておる案であるとわれわれは認めなければならぬのであつて、数字でありますから、どっちが正しくて、どっちが間違いであつたかということが明確にならなければ、多賀谷君のこれから進めていく論議はできないと思ふのであります。これに対する政治的責任をわれわれは明らかにしなければならぬと思ひます。数字のごまかしがどこにあるかということも明確にしてもらわなければ、これ以上の論議、質問の発展はできないと思ふのであります。今出しておる数字が間違いであるのか、過去の数字が間違いであつたのか、これに対して大臣は一つ明確にしたいと思ひます。

○石橋國務大臣 私はこの際に出した数字に間違いがあるとは信じておりませんが、しかしどうして過去の数字と食い違ひがあるかということはおよく経審その他とも打ち合せまして調べてお答えいたします。

○八木(昇)委員 非常におかしな御答弁を聞くのですけれども、電気料金を算定する場合の基礎としては平水年度をとつて、これだけ石炭の消費をするから、従つてこれだけ幾らの電気料金だ、こういうことでもつてわれわれにしょつちゅう言つておられる。ところが今度石炭の合理化法案を出すときには平水年プラス四％、これをもつて

これが確定である。しかもその差たるや、二百萬トンの石炭の消費量の差でしよう。しかもこの合理化法案の中で一番骨子となるものは、わずか三百萬トンの買い上げであります。この基礎だけで二百萬トンです。こういうふうな立場のまま捨ておいて論議を進めるということは、非常におかしいことではありませぬか、もう一度お答えいただきたい。

○石橋國務大臣 今ここに出しました数字は、需給の数字でありますので、十分慎重に、間違いのないように計算をいたしましたのであります。電力の經理の問題の方は、今まで歴史上にとられておつた方式によつてやつておつたのであります。現在はさつき申しましたように問題がありますので、それは今検討を加えておる次第であります。

○永井委員 多賀谷委員の現在の質問は、政府の提出した資料に基いて論議を進めたのですが、その数字に重大な間違いがあるということであるならば、これは資料としての資料になりませんから、これについて一つ吟味するために、暫時休憩をいたしまして、事後の取扱いについて相談をいたしたいと思ひます。

○内田委員長代理 永井君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○内田委員長代理 それでは暫時休憩をして、理事會を開きます。
午前十一時五十二分休憩
午後零時八分開議
○内田委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

差に關しまして、石橋通商産業大臣から釈明の發言がございます。これを許します。

○石橋國務大臣 先ほど申し上げましたように、今二つ問題がありまして、一つは経審の数字と、今回石炭合理化法案について通産省から出ました数字とに狂ひがある。これは経審の方は、先ほど経審の方からお答えしたように、三十四年度以下の数字はただいまさらに検討中でありまして、この検討が加えられればこれはおそらく通産省の数字とはほぼ一致するものになるように考へております。しかしなお正確にはさらに経審の方に連絡いたしました。次の機会にお答えいたします。

〔内田委員長代理退席、委員長着席〕
もう一つは、電気料金を計算する場合の石炭の需要量、それから今回の合理化法案における石炭の電気に対する需要量との食い違ひであります。これも先ほどお答え申し上げましたように、この電気料金の計算は、ずっと前からこの歴史がございまして、いわゆる平水によつて計算をしておる。そうするとただいま、昨年度でありますから、昨年度におきましても八百萬トン以上の石炭を必要とする。これは電気の分だけを考えてその安全率をとれば八百萬トン要するという数字が出るを得ないわけですから、しかしながら実際にはそれでは需要が幾らあつたかというのと、六百萬トン程度で、すでに二百萬トンの食い違ひがあつたために、石炭産業は現状においてそれだけでも打撃を受けておるのでありますから、私どもは石炭合理化法案を御審議願う場合には、実際の需要量に合せてやらなければならぬ。こういう立場から今日御審議を願ひました数字を見たのであります。しかしながら、何としましてもしここに食い違ひがあるということは事実でありますから、これはただ数字の食い違ひではなく、考へ、目的の食い違ひでありまして、それについても十分公益事業局の方と連絡し、石炭局との間の問題を調整いたしまして、次の機会にお答えすることにいたします。さようなわけでありませぬから、それはそれとして、どうか御審議の御継続を願ひたいと思ふのであります。

○田中委員長 ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕
○田中委員長 速記を始めて。本法律案に対する質疑は後日行ふことといたします。

○田中委員長 次に、中小企業安定法の一部を改正する法律案が委員會に付託になりましたので、同案を議題とし、提案者の趣旨説明を求めます。小笠公龍君。

中小企業安定法の一部を改正する法律案

中小企業安定法の一部を改正する法律案

中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができると認めるときは」を「過度の競争により当該部門の製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害さ

れており又は阻害される虞がある場合に、適切な需給調整その他取引の安定を確保するための措置を講ずることができるようにし」に改める。
第二条第一項を次のように改める。

この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種のうち、左の各号に掲げる要件に適合するものにつき政令で指定するものとする。

一 当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む。以下同じ)の過去一年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されていること。

二 過度の競争により当該業種に係る製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害されたり又は阻害される虞があること。

第十五条のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第二号」に改め、第四号中「製品の原材料の下に」を「購入数量若しくは」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、第六号中「貸付並びに組合員のためにするその借入」を「あつ旋(あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。)」に、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。
三の二 組合員が生産をする指定業種に係る製品の品質又は品種

に關する制限(これらの制限を確保するための検査を含む)。

第十六条第一項中「生産設備に関する制限」の下に「若しくは原材料の購入数量に関する制限」を加え、同条第三項第一号中「各号」を「第二号」に改める。

第二十六条のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第二号」に改め、第四号中「製品の原材料の下に」を「購入数量若しくは」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、「に關する事業の總合調整」を「に關する事業の總合調整及びその実施」に、第六号中「貸付並びに組合員のためにするその借入」を「あつ旋(あつ旋に代えてする資金の借入並びにその借り入れた資金の組合員たる調整組合及びその組合員に対する貸付を含む。)」に、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。
三の二 会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の品質又は品種に關する制限(これらの制限を確保するための検査を含む)に關する總合調整計画の設定及びその実施

第二十七条中「から第十四条まで」を「第十四条」に改める。
第二十九条のうち第一項中「適用を受けることとなつた場合において」を「適用を受けることとなり、且つ」に、「申出があつたときは」を「申出があつた場合において」に、「当該業種に係る産業の存立及

びその関連産業に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認めるときに限り」を「当該業種に属する中小企業の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずると認めるときは」に、「若しくは販売価格」を「販売価格、品質若しくは品種」に改め、同項中「原材料の下に」を「購入数量、」を加え、同項中「当該業種に係る製品の需給調整を阻害」を「第二条第一項第二号に規定する事態の克服を阻害」に、「当該業種に係る製品の需給調整の目的を達成する」を「第二条第一項第二号に規定する事態を克服する」に改め、第三項を削り、第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。
第二十九条の二の見出し中「許可等」を「制限」に改める。
第三十条第三項中「若しくは同条第三項但書の規定による期間の延長」を削る。
第三十条の二第一項中「第二十九条第三項但書、」を削る。
第三十四条第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規定に基いてした命令、処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。

○小笠委員 今回商工委員会に付託となりました中小企業安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案者と

いたしまして、その提案の理由を申し上げました。

中小企業の当面する困難な諸問題につきましては、すでに皆様御承知の通りであります。なかんずく企業が零細であり、過剰であることから生じまする過当な競争による弊害は、顕著なものがあつて、中小企業がわが国の経済に占めております重要性にかんがみ、すみやかにこれが対策を講じて、業界を安定せしめる必要があることは申すまでもありません。中小企業安定法は、この趣旨に基き制定されたものでありまして、中小企業が、その製品の需給均衡を著しく失し、不況に陥りました場合において、需給調整の措置を講ずることができるようにし、もつて中小企業の安定をはかるうとするものであります。この法律は昭和二十七年八月に施行、二回の改正を経てい

るのであります。今日まで三九年近くの間に、この法律に基き、二十三業種にわたつて、二百をこえる調整組合が設立せられ、それぞれ調整活動を行なつており、また法第二十九条に基きアウトサイダー規制命令も、六業種について発動せられ、中小企業者の当面する不況の打開に一応の成果を上げてきているのであります。しかしながら最近日本経済がいわゆる正常化の方向に進むにつれて、中小企業のいわば慢性的不況の状態は放置することを許さなくなつてきておりますのみならず、過度の競争の結果輸出産業の面においても国家的に多大の損失を見ているような状態でありまして、

に依りまして、この法律の適用要件につき、いわゆる不況要件を緩和するほか、輸出貿易の振興のためにも適用し得るようにして、機宜に依り、かつ、弾力的に運用し得るようになすことに主眼があり、それとともに調整事業の範囲を若干拡張するために所要の改正を行うこととあります。次に、その主要な改正点の概要を御説明申し上げます。

第一は、法第一条の目的及び第二条の業種指定の要件についてであります。まず法律適用の範囲を、従来の国内不況の場合に加えて、輸出貿易の阻害せられる場合を加え、さらに、これらの場合について次のように適用要件の緩和をはかつております。すなわち、現行法におきましては、製品の需給が著しく均衡を失し、その事態を放置してはその業種の事業経営に相当の損失を生じ、その産業の存立及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼすおそれがある場合と規定せられております。を、常に過当な競争と不況事態の発生に脅かされてい中小企業の実情にかんがみまして、深刻な不況に陥る前に、過当な競争を抑制し、不況を回避し、または輸出の振興をはかることができるようになすため、過度の競争により国内取引または輸出貿易の円滑な運行が阻害され、または阻害されるおそれがある場合ということに改めんとするのであります。

第二は、法第二十九条のいわゆるアウトサイダー規制命令につきまして第一に述べました趣旨に従ひ発動要件の緩和をはかりましたこと、同条第二項に基き命令の期間に關する規定につきましては、同命令を短期、臨時的な

ものとして発動することは、必ずしも
実態に合わないもので、これを削除し、
第一項に基く命令と同様の取扱いによ
ることとした点であります。

第三は、調整組合及び同連合会の事
業範囲を拡張しまして、製品の品質ま
たは品種に関する制限を行うことがで
きるようにし、調整活動の強化をはか
った点であります。

以上、改正法案の提案の理由と大要
につきまして御説明申し上げたのであ
りますが、何とぞすみやかに御審議
いただきまして御賛同を賜りますよう
お願い申し上げます。(拍手)

○田中委員長 本案に対する質疑は後
日に行います。

本日の会議はこの程度にとどめまし
て、次回は明二十九日午前十時より特
定の物質の輸入に関する臨時措置に関
する法律案等の審議を行う予定であり
ます。

本日はこれをもって散会いたし
ます。

午後零時十六分散会

昭和三十年七月二日印刷

昭和三十年七月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局